新宿区最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号。以下「規則」という。）第 29 条の規定に基づき、最低制限価格を設けて落札者の決定をする契約（以下「対象契約」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第 2 条　対象契約は、総価による入札又は見積競争（予定価格が規則第 39 条各号に定める額を超える場合に実施する見積競争に限る。）の方法により締結する契約のうち、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

⑴　予定価格が 200 万円を超える工事（新宿区における低入札価格調査制度実施要綱（平成 14 年 6 月 10 日 14 新総財第 227 号）に規定する調査対象工事を除く。）の請負契約

⑵　予定価格が 2,000 万円を超える請負契約のうち、人的役務が主たる内容となるもの（前号に該当するものを除く。）

⑶　その他総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）が特に認めた契約

２　前項の規定にかかわらず、契約管財課長が契約の性質上最低制限価格を設けることが適当でないと認めるときは、これを設けないことができる。

（最低制限価格）

第 3 条　最低制限価格は、予定価格の 10 分 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該案件ごとに契約管財課長が定める。

（入札参加者への周知）

第 4 条　最低制限価格を設定したときは、入札の公告等にその旨記載し、周知するものとする。

（補則）

第 5 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、契約管財課長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

２　この要綱の規定は、施行の日以後に規則第 74 条第 1 項の規定による請求又は第 74 条の 2 の規定による依頼が行なわれた契約について適用する。

附　則

１　この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2　この要綱による改正後の第 3 条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。